第四章第二節の十の節名を次のように改める。

第二節の十　一一・七ギガヘルツを超え一二・二ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

第三十七条の二十七の十五中「G七W電波」を削り、「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第三十七条の二十七の十六に次の一項を加える。

6　超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

第三十七条の二十七の十七の見出しを「（電波の偏波）」に改め、同条中「右旋円偏波（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）」を「円偏波」に改める。

第四章第二節の十一の節名を次のように改める。

第二節の十一　一一・二ギガヘルツを超え一二・七五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送、超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備

第三十七条の二十七の十八中「G七W電波」を削り、「高精細度テレビジョン放送」の下に「、超高精細度テレビジョン放送」を加える。

第三十七条の二十七の十九に次の一項を加える。

6　超高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送局及び当該衛星基幹放送局と通信を行う地球局の無線設備については、第一項及び第二項の規定は適用しない。

第四十条の四第四項第三号ロ中「右旋円偏波」の下に「（電波の伝搬の方向に向かつて電界ベクトルが時間とともに時計回りの方向に回転する円偏波をいう。以下同じ。）」を加える。

別表第一号注49中「4(1)」を「10」に改める。

別表第二号第1の表中

D8E	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線
C9W	6MHz	地上基幹放送局の無線設備

「設備」を

D7W	34.5MHz	11.7GHzを超え12.2GHz以下の周波数の電波を使用する衛星基幹放送局及び12.2GHzを超え12.75GHz以下の周波数の電波を使用する広帯域衛星基幹放送局又は高度広帯域衛星基幹放送局の無線設備
D8E	15kHz	地上基幹放送局及び放送中継を行う無線局の無線設備

に改め、同表G7Wの項中「並びに」を「及び」に改める。

別図第四号の八の七の表中

走査線数	525本		750本	
走査方式	1本おき	順次	順次	1

を

有効走査線数	480本		720本	
走査方式	1本おき	順次	順次	1

1080本	
本おき	順次

に改め、同図に次の注を加える。

注　この表において「有効走査線数」とは施行規則第２条第１項第28号の３に規定する有効走査線数をいう。

別図第四号の八の八の二中「－57.4dB／10kHz」を「－（73.4＋10log（0.025×n／13））dB／10kHz」に改め、同図注３中「第22条の５第２項」を「第28条第２項」に改める。

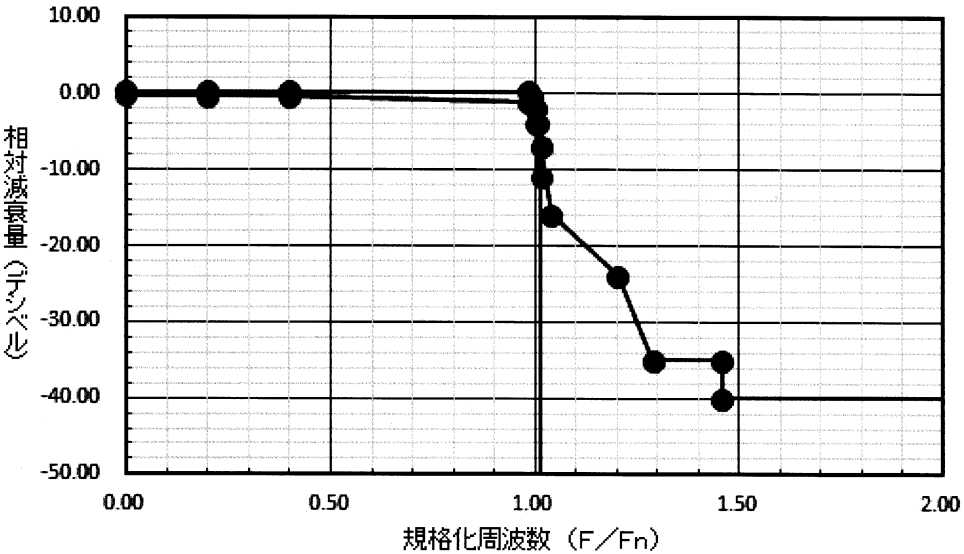
別図第四号の八の八の三注２中「第22条の12第１項」を「第35条第１項」に改める。

別図第四号の八の十一中「第37条の27の16第４項及び第37条の27の19第４項」を「第37条の27の16第４項第１号及び第37条の27の19第４項第１号」に改める。

別図第四号の八の十二中「第37条の27の16第５項」を「第37条の27の16第５項第１号」に改める。

別図第四号の八の十六を次のように改める。

別図第四号の八の十六　搬送波の変調波スペクトルの許容範囲（第37条の27の16第４項第２号及び第37条の27の19第４項第３号関係）



注　Fは周波数を、Fnはナイキスト周波数を表す。

規格化周波数（F／Fn）	相対減衰量（デシベル）	規定の種類
0.000	＋0.25	上限
0.000	－0.25	下限
0.200	＋0.25	上限
0.200	－0.40	下限
0.400	＋0.25	上限